

特別徴収義務者への報償金制度の創設について

▶ 特別徴収義務者には報償金を支払う

- ・徴収方法は、沖縄県に代わり宿泊事業者（特別徴収義務者）が納税義務者から徴税する特別徴収とする。
- ・観光目的税の賦課徴収の円滑な運営、納期内の納入確保の観点等から、特別徴収義務者が行う徴税事務に対して一定の報償金を支払う仕組みとする予定。

▶ 沖縄県以外の税に係る報償金の状況

- ・軽油引取税 2.5% 産業廃棄物税 2.5% ゴルフ場利用税 1.0%

▶ 他自治体における宿泊税に係る特別徴収義務者への支援（奨励金、交付金）

【東京都】

2.5%

※ 導入から5年間は3.0%（ただし、1団体当たり年間100万円を上限とする。）

【大阪府】

2.5% : 3月分から翌年2月分まですべて納期内完納した場合

2.0% : 3月分から翌年2月分までの期間において、1か月でも納期完納していない場合

1.5% : 上記の場合で、加算金を伴う増額更正又は決定処分を受けた場合

※ 導入から5年間は上記に0.5%を上乗せする。

【京都市】

2.5%

※ 導入から5年間は3.0%